

道路斜線制限の緩和

○「街並み誘導の認定」

道路斜線制限の緩和(建築基準法第68条の5の5第2項)

「街並み誘導型地区計画」を活用したまちづくりとして、地区の特性に応じた街並みの形成を実現し、良好な市街地環境の確保を目指しています。当地区の場合は、建築物が下記の(1)～(3)に適合しており、「街並み誘導の認定」の申請(有料)を行い、認定を受けることで、道路斜線制限を適用除外とすることができます。 ※認定申請は建築指導課が窓口です。事前にご相談ください。

- (1) 幅員5 m以上6 m未満の主要な区画道路に接する敷地で、地区計画の内容に適合すること(対象となる区画道路は計画図4を参照)
- (2) 壁面後退区域には、工作物を設けず道路状にし、敷地内に街並み形成上有効な空間が確保されていること(計画図3を参照)
- (3) 防火上支障がないこと(耐火建築物又は準耐火建築物)

※ 平井二丁目付近地区地区計画区域内は、東京都建築安全条例第7条の3第1項(新防火区域)に指定されています。

《道路斜線》

道路に面する高さを、道路幅員をもとに、一定の勾配により制限するもの

